

平成 30 年 1 月 17 日

健康医療部 保健所
生活衛生課
0742-93-8395

第 1 回奈良市保護猫譲渡会の開催について

昨今のペットブームで犬や猫を飼う世帯が増えている一方、飼い主が飼えなくなる、捨て猫になるなどで保健所に收容された犬・猫の数は、平成 27 年度の環境省の統計では全国で約 13 万頭、うち殺処分は約 8 万 2 千頭となっています。

現在奈良市では、平成 27 年 3 月から犬や猫の里親募集や一時保護等を行う民間団体・個人と協力して新しい飼い主との「委託譲渡制度」を開始するなど、保健所に收容された犬、猫の「殺処分ゼロ」を目指しています。

この取組をさらに進めるため、実際に保護猫を見ていただき、飼い方の相談にも対応する譲渡会を下記のとおり開催します

記

1 日 時 平成 30 年 1 月 28 日（日） 午後 1 時～午後 4 時

2 場 所 はぐくみセンター（奈良市三条本町 13 番 1 号） 1 階 会議室

3 実施方法

譲渡ボランティア団体（なら地域猫の会、Nara アニマルレスキューLien）の協力のもと、譲渡対象の猫をケージで展示。希望により実際に触れていただくことも可能。

※当日動物を連れて帰ることはできません。

※猫を対象とした譲渡会ですが、希望があれば保護犬もご覧いただけます。

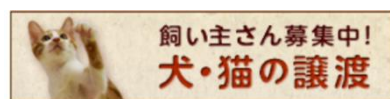
※参加無料。

殺処分減少に向けた取組

- ・平成 25 年 9 月 動愛法改正施行（收容した犬猫について譲渡に関する規定）
- ・平成 27 年 3 月 委託譲渡制度の開始
- ・平成 28 年 10 月 委託譲渡制度の基準の見直し（幼齢の猫に対応）
- ・平成 29 年 9 月 譲渡についての広報活動の強化



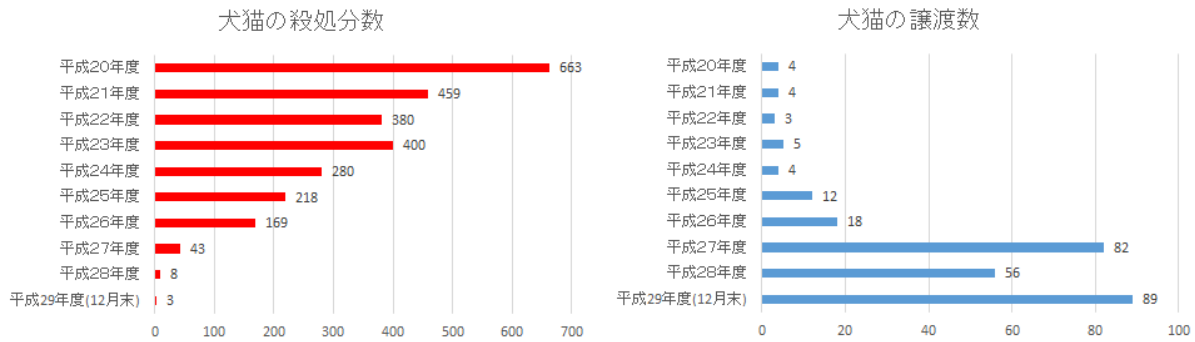
しみんだより 9 月号で特集記事掲載



市ホームページのトップページにバナー



譲渡の取組を動画で紹介



平成27年3月から「委託譲渡制度」を開始

【委託譲渡】

新しい飼い主を捜す活動をしているボランティア団体や個人に、保健所に収容された犬猫の譲渡を委託する制度。

- ① 受託者として団体又は個人を登録する。(奈良市住民以外も可能)
- ② 犬猫を管理する方を管理者とし、住所・氏名・飼養施設の図面等を届け出る。
- ③ 保健所と調整後、犬猫を引き取り育てる。
- ④ 飼い主を探し、譲渡する。
- ⑤ 定期的な報告を実施する。

注) 「殺処分数」一攻撃性や病気等により譲渡に適さないものとして処分したもの

収容から譲渡までの流れ (猫の場合)

保護猫が新しい飼い主さんと上手に生活していけるように、保健所では「人に慣らす工夫」もしています。

- 1 人との触れ合いの場を作る
多くの人が来所する窓口前にケージを置く等、積極的に人に慣れるようにしています。
- 2 爪切り
猫と暮らすのに必須の爪切り。日頃から職員が切って慣れるようにしています。
- 3 予防接種とマイクロチップの挿入
譲渡が決まると、必要な予防接種を行い、飼い主等情報が記録されたマイクロチップを挿入します。
- 4 不妊・去勢手術
望まれない出産を防ぐために、不妊・去勢手術や手術補助を実施します。

譲渡会では、相性確認のほか、譲渡登録申請もできます。